

鳥取市公設地方卸売市場における「その他取引ルール」

① 商物一致の原則

規定内容	卸売業者は、一部の例外を除き、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない旨を規定。
定めた理由	現行体制に則した取引ルールとすることで、安定的な市場運営を行うとともに、市場価値を高め、取引の活性化を図るため。
条例の条文	<p>(市場外にある物品の卸売の禁止)</p> <p>第 27 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市長が指定する場所にある物品の卸売をするとき。</p> <p>(2) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により規則で定める生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であって、市場における効率的な売買取引のために必要であり、取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けたとき。</p> <p>2 前項第 1 号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、申出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第 1 項第 2 号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、承認申請書を市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。</p>

② 第三者販売の禁止

規定内容	卸売業者は、一部の例外を除き、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない旨を規定。
定めた理由	現行体制に則した取引ルールとすることで、安定的な市場運営を行うとともに、市場価値を高め、取引の活性化を図るため。
条例の条文	<p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第 25 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市長が市場の買受人の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。</p> <p>ア 入荷量が著しく多いか、又は出荷された物品が買受人にとって品目若しくは品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合</p>

イ 買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合

ウ 他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて、市場の卸売業者からの卸売の方法によらなければ当該他の卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

(3) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。

イ 当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

2 前項第1号の規定による許可を受けようとする卸売業者は、許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項第2号イ又は第3号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、承認申請書を市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

4 第1項第1号の許可を受けた卸売業者は、その許可に係る物品の卸売をしたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

5 第1項第2号イ又は第3号イの承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。

③ 自己買受の禁止

規定内容	卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない旨を規定。
定めた理由	現行体制に則した取引ルールとすることで、安定的な市場運営を行うとともに、市場価値を高め、取引の活性化を図るため。
条例の条文	(卸売業者の買受の禁止) 第 28 条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、第 6 条の 2 第 2 項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。

④ 受託拒否の禁止

規定内容	卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込があった場合、正当な理由がない限り、その引受けを拒んではならない旨を規定。
定めた理由	現行体制に則した取引ルールとすることで、安定的な市場運営を行うとともに、市場価値を高め、取引の活性化を図るため。かつ、正当な理由のない受託拒否は、価格形成等市場の公正な運営や出荷者の利益を阻害する恐れがあるため。
条例の条文	(差別的取扱いの禁止等) 第 24 条第 2 項 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが第 30 条第 1 項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他正当な理由がない限り、その引受けを拒んではならない。